

京都市京セラ美術館展覧会等に係る電子チケット販売業務の公募に対する質問及び回答

No.	資料・ページ	項目	質問	回答
1	仕様書 6 ページ	6-(3)-エ	「購入後に購入者へ送信する案内メールから領収書の発行を可能とし、」とありますが、利用者視点から、領収書の発行は購入者へ送信する案内メールに限定せず、領収書を送信しやすい環境を提供するという理解でよろしいでしょうか。	購入者へ案内するメールから直接的に領収書発行を行うものでなくとも結構です。 ただし、案内メールに領収書発行手順のページへ遷移可能なリンクを記載するなど、購入者が案内メールから領収書発行手順先まで無理なく到達できるような環境を御提供ください。
2	別紙 1	提案内容評価表	「販売手数料」「払戻手数料」の配点が同一となっております。一般的に、払戻手数料の発生は限定的であることから、それぞれの手数料額を比較すると大きな差異があると認識しております。そのような状況において、配点を同一としている理由を教えてください。もしくは、当方に認識の齟齬がございましたら、教えてください。	販売手数料の発生件数と払戻手数料の発生件数には大きな差があることは御認識のとおりです。 しかしながら、払い戻しが必要となる場合において、払戻手数料率は当美術館での払い戻しの事務手続を行ううえで重要な事項となることから、今回の配点を決定しています。